



東北運輸局プレスリリース

《発表記者会：東北電力記者会》
《 ” ” : 宮城県政記者会》

令和4年3月16日
国土交通省 東北運輸局

一般貨物自動車運送事業者に対し輸送施設の使用停止命令等を発しました。

令和3年4月17日、下記事業者の本社営業所で選任する運転者が、酒気を帯びた状態で事業用トラックを運転し、停止していた別の車両に衝突する事故を引き起こしたことから、同年7月8日、東北運輸局宮城運輸支局が当該営業所に監査を実施したところ、貨物自動車運送事業法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は輸送施設の使用停止命令等を発しましたのでお知らせします。

なお、命令書等の交付については、本日、宮城運輸支局にて行いました。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：株式会社 大健運送 代表取締役 大宮 誠子
(法人番号：8370001039340)
宮城県柴田郡川崎町大字川内字北川原山238番地31

営業所：本社営業所
宮城県柴田郡川崎町大字川内字北川原山238番地31

2. 行政処分等年月日 令和4年3月3日

3. 行政処分等の概要

- (1) 事業用自動車の使用停止処分（20日車）
令和4年3月16日から令和4年4月4日まで（1両×20日）
- (2) 文書警告

【裏面に続く】

4. 違反の概要

(1) 事業用自動車の使用停止処分

① 定期点検整備等の未実施

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)

(道路運送車両法第48条)

② 運転者に対する指導及び監督違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)

(2) 文書警告

① 点呼の実施違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第2項)

以 上

《問い合わせ先》

東北運輸局 自動車交通部 自動車監査官

担当：清野、村田

TEL：022-791-7532